

## 役員及び評議員の報酬規程

(趣旨)

第1条 この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 この法人の役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 この法人の役員等が旅行したときは、理事会で別に定めるところによりその費用を弁償することができる。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会の設立の登記の日から施行する。